

福島県入札制度等監視委員会

意 見 説 明 資 料

地域建設業の地域貢献度や技術力を
適正に評価する入札制度について

令和7年11月6日（木）
(一社) 福島県建設業協会

1 (一社) 福島県建設業協会の紹介

●協会の概要

- ・会員企業数：237社（令和7年6月1日現在）
- ・会員企業の従業員数：8,600人（令和6年6月1日現在）
 - ・直近1年間の完工工事高：3600億円（令和5年度）

●協会の活動内容

- ・新入社員研修、土木初任者研修（前期・後期）等社員研修
- ・「ふくしまME」等のインフラ維持管理を担う技術者育成
- ・ICT推進、企業経営、安全衛生等に役立つ講習会の開催
- ・建設業のイメージアップ活動。学生の現場見学会や懇談会開催
- ・技術力向上、経営力強化のための各種研究活動 など

●協会会員の社会貢献活動

- ・「道の日」などにおける道路清掃・美化活動
- ・県との協定に基づく災害応急対策（堤防補修、崩落土砂撤去）
 - （令和4年には県内全域を対象とした広域支援協定を締結）
 - （令和5年には災害対策基本法上の指定公共団体に指定）
- ・小中学校等の体験学習への協力
- ・高校生の資格取得に対する支援 など

福島県建設業協会は、今後も「地域の守り手」としてのプライドを持ち、技術研鑽に努め、ふくしまの社会资本整備に貢献してまいります。



2 地域貢献度（維持管理・災害対応）に対する評価について

建設業の担い手確保等の促進を図るため、令和6年の6月に、建設業法、入契法、品確法（いわゆる担い手3法）が以下の通り一体的に改正されました。

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

担い手確保	議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた待遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による待遇確保
	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
	●I C T活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●I C T指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇ 公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定）
	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	◇ 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など

品確法においては、公共工事発注者が入札制度において考慮すべき理念を規定しております。また、今年度の改正では、発注者の責務として、新たに第七条第7項に「入札資格等の適切な設定」が追加されました。

公共工事の発注者は、この理念に基づいた入札制度を構築する義務があります。

●第三条第2項（基本理念）

公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、**経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。**

●第三条第8項（同）

公共工事の品質は、地域において**災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され、及び確保**されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

【令和6年度追加】●第七条第1項の七（発注者の責務）

地域における**公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるよう、地域の実情を踏まえ、競争に参加するものに必要な資格、発注しようとする公共工事等の規模その他の入札に関する事項を適切に定める**こと。

入札制度は、この品確法の基本理念に基づき、社会資本の維持管理や災害対応に協力し、技術力の高い優良な建設企業に積極的に受注機会を与えることで、「公共工事の品質確保の担い手」の育成・確保を図るものでなくてはならない。



- 工事完成後も施設の健全性を長く維持できる技術力や工事経験を有し、維持管理や災害対応を通じ真に県民に役立つ企業を育てていくことが、結果的にコストの縮減や、県民の安全・安心につながる。
- 入札制度は、公平性・公正性の確保は担保しながら、このような県民目線に立った企業育成を最大の目標とすべき。
- よって、総合評価制度においては、企業の工事経験や技術力、県施設の維持管理業務や災害対応などの地域貢献を担っている企業を適正に評価するとともに、地域の守り手方式などを活用し、県民の命を守る「地域の守り手」企業を育てていける入札制度の構築を切にお願いしたい。

●今年の能登半島沖地震では、災害直後の初動体制の遅れが指摘されていますが、その一因として、地形的に孤立しやすい能登半島の地形的特性があると言われています。道路が寸断される中での救助作業は、現場近くにどれだけの人員と機材があるかに左右されます。

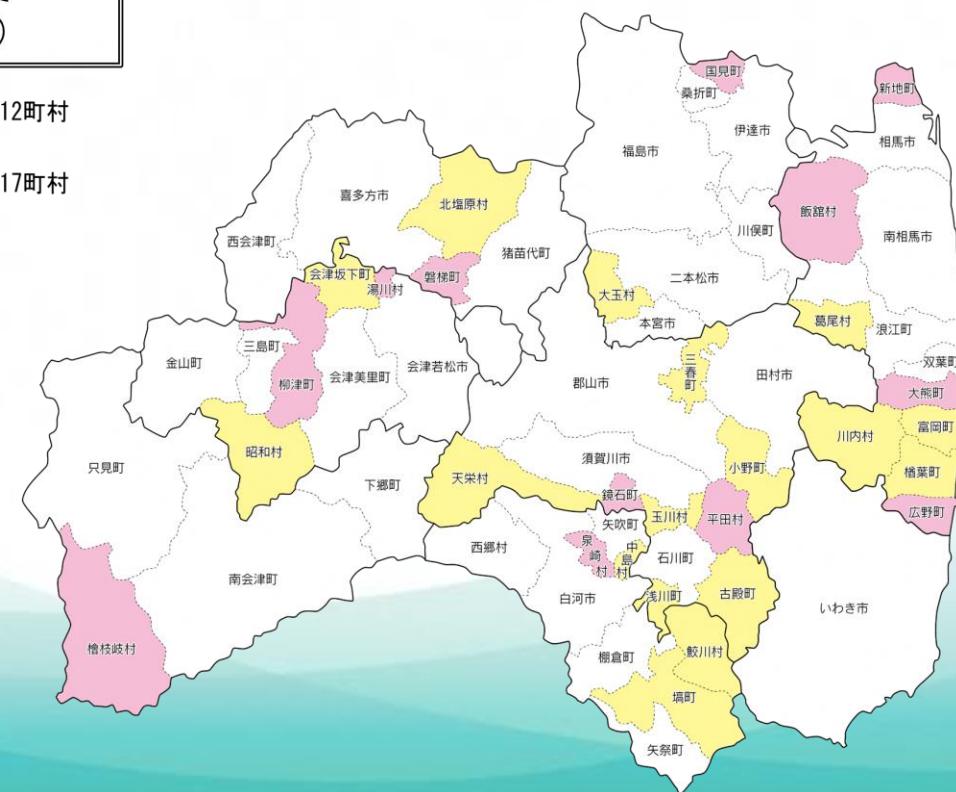
●福島県では、建設業の空白地帯が増えてきています。（図一1）

空白地帯では、災害時は他地域からの応援に頼るしかなく、道路が寸断されれば迅速な対応は極めて困難となります。災害から人命を守るために、「地域の守り手」の存続が極めて重要です。

令和6年度
(2024年度)

会員企業が不在の市町村数
…12町村

会員企業が1社の市町村数
…17町村



当協会の会員企業
が不在、もしくは
1社しかない市町
村の状況

今回の意見聴取で特に説明したい要望事項

- 1 建設工事等請負有資格者名簿の格付け等級の見直し
(調書 2 ページ、番号 1)
- 2 条件付き一般競争入札の地域要件の金額区分、及び総合評価方式の各類型の金額区分の見直し
(調書 3 ページ・番号 4 及び調書 10 ページ・番号 24)
- 3 総合評価方式の地域貢献度評価配点項目の必須項目及び選択項目などの見直し
(調書 6 ~ 9 ページ・番号 8 ~ 23)
- 4 地域の守り手育成型方式の見直しと対象工事範囲の拡大
(調書 12 ~ 13 ページ・番号 1 ~ 5)
- 5 企業の技術力や経験を重視する入札方式の構築
(調書 2 ページ・番号 2 、調書 6 ページ・番号 7)

1 建設工事等請負有資格者名簿の格付け等級の見直し

有資格者名簿は2年ごとに更新されますが、各企業は経営事項審査結果に基づく評点によりA～Dの4ランクに分かれる格付け等級を付されます。

このランクは入札に参加できる上限金額を決める重要な指標（表一1）ですが、ランクの範囲を区分する点数（閾値）は、震災前の平成22年以来変更されていません。これは、原発事故により営業・受注ができなくなった企業の救済措置として、当面の間経営事項審査を免除しランクを固定する措置がとられたからですが、経営事項審査が再開された現在も閾値が変更されていません。

この結果、復旧・復興工事や除染業務の受注増により、一般土木を例にとると過去には20%程度であったAランクが現在は30%と大幅に増加し、ランクごとの企業数のバランスを著しく欠く状態になっております。（表一2）

このバランスが崩れると、技術力の低い企業が金額の大きい工事の入札に参加出来たり、逆に金額の小さい工事の競争性が低くなるなどの問題が生じますので、企業の技術力の適正評価を図る意味でも早急に現在の各ランクの閾値を見直し、各ランクの企業数のバランスを確保するよう要望いたします。

ランクが変われば参加できる
工事金額が変わる

表－1

○ 入札参加可能範囲

発注種別	ランク	設計金額						
		500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上
一般土木	A	※1					隣接3管内	
	B						隣接3管内	
	C							
	D							
舗装	A		隣接3管内					
	B		隣接3管内					
	C	隣接3管内						
建築	A			隣接3管内				
	B				隣接3管内			
	C			隣接3管内				
	D							
電気設備・ 暖冷房衛生設備	A		隣接3管内					
	B		隣接3管内					
	C	隣接3管内						
鋼橋上部・PC橋上部・ しゅんせつ・清掃施設	A							
	B							
	C							
塗装・法面処理	A							
	B							
	C							
上下水道	A			隣接3管内				
	B				隣接3管内			
	C			隣接3管内				
	D	隣接3管内						
消雪・さく井	A							
	B							
	C							
機械設備・通信設備	A							
	B							
	C							
造園	A		隣接3管内					
	B			隣接3管内				
	C	隣接3管内						
グラウト	A							
	B							
	C							

※1 以下の場合は参加可能となります。

- ①応急工事以外の災害復旧工事で入札参加可能範囲以内の業者だけでは対応できない場合
- ②特殊又は難易度の高い工事のため同種・類似工事の経験等の要件を付すことで30者程度が確保されない場合
- ③応急工事の場合や特殊な工事で相手方が限定される場合などの随意契約による場合
- ④応札者なしによる入札不調により再度公告入札や改めて公告入札を行う場合

※2 地域要件の説明

(管内) …建設事務所管内 (隣接3管内) …工事箇所の管内を中心に隣接する3管内 (県内) …県内一円 (全国) …全国一円 (地域要件を付さない)

表－2

有資格業者名簿格付け等級ごとの企業数(一般土木)

上段は企業数、下段は全体に占める割合

等級に「○○以上」とあるのは下の等級との閾値

等級	県北	県中	県南	会津若松	喜多方	南会津	相双	いわき	計
A 1154点以上	66 30%	67 24%	25 35%	27 30%	22 42%	16 57%	42 33%	36 27%	301 30%
B 854点以上	41 19%	52 19%	11 15%	23 26%	10 19%	6 21%	22 17%	22 17%	187 19%
C 654点以上	70 32%	109 39%	27 38%	26 29%	13 25%	4 14%	51 40%	49 37%	349 35%
D	40 18%	49 18%	8 11%	14 16%	8 15%	2 7%	11 9%	25 19%	157 16%
計	217 100%	277 100%	71 100%	90 100%	53 100%	28 100%	126 100%	132 100%	994 100%

2 条件付き一般競争入札の地域要件の金額区分、及び総合評価方式の各類型の金額区分の見直し

総合評価制度は平成19年度から試行が開始され、20年には特別簡易型の試行が始まり、現在の形になりました。

これ以降、消費税率の2度にわたる上昇や、東日本大震災などの災害の頻発、ロシアのウクライナ侵攻や円安による物価上昇のあおりを受け建設物価は次第に上昇し、平成23年度を1とした令和6年度の換算物価指数（デフレーター）は1.354となっております。（表一3）

このような物価上昇のもとで、入札時の地域要件や、総合評価方式の各類型の金額区分は一度も見直されていません。金額と工事規模に見合った入札とするためには、金額区分を適切に見直していく必要があります。

このため、協会では、条件付き一般競争入札の地域要件の金額区分と、総合評価方式の各類型の金額区分を以下のとおり見直すことを提案します。

①条件付き一般競争入札の地域要件の金額区分（表一4）

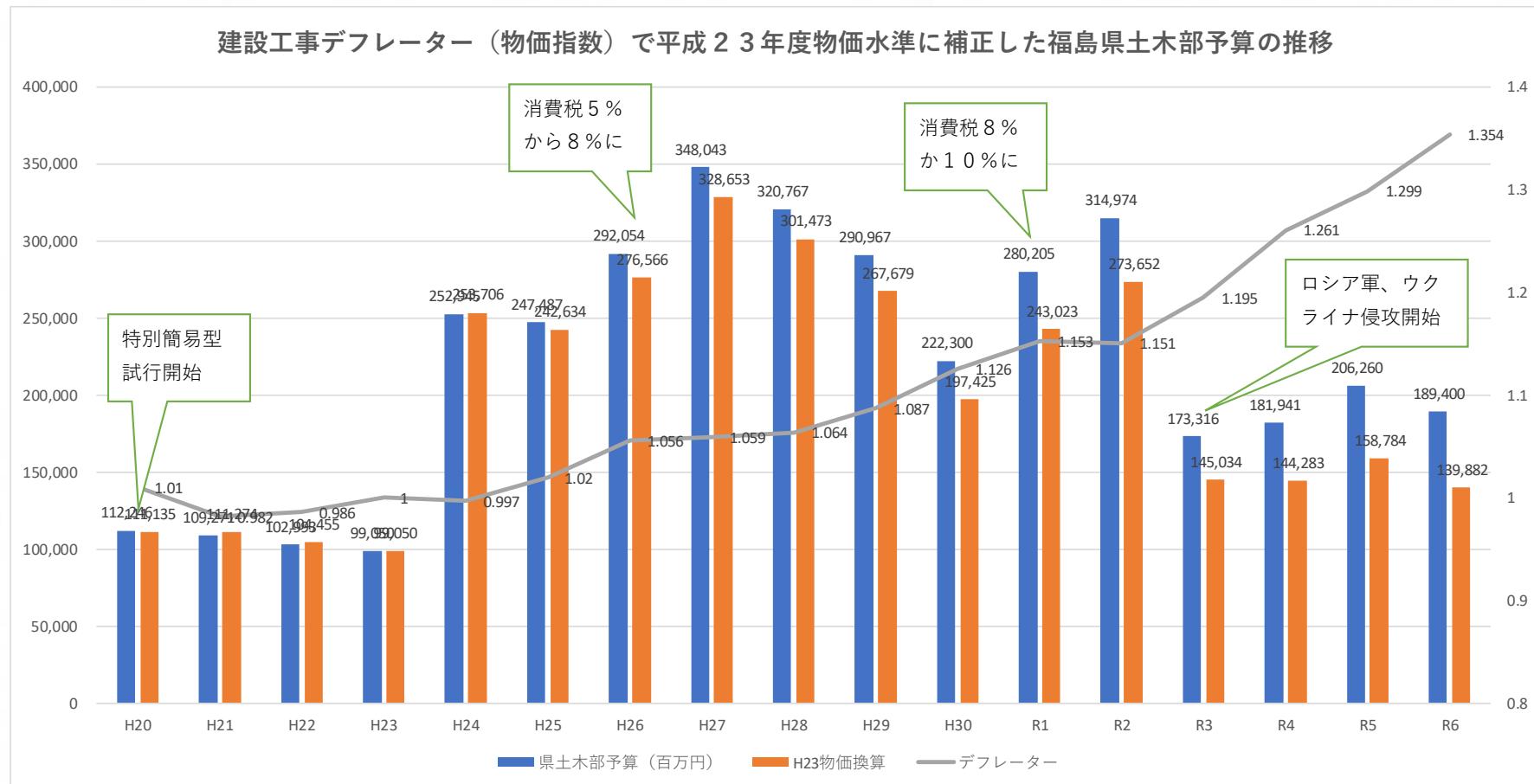
各金額区分の閾値を1千万から2千万程度引き上げ

②総合評価方式の各類型の金額区分（表一5）

特別簡易型の上限額を、現行の1億円から1億2千万円に引き上げ

地域密着型の上限型を、現行の3千万円から5千万円に引き上げ

表－3



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
県土木部予算（百万円）	112,246	109,271	102,993	99,050	252,945	247,487	292,054	348,043	328,653	320,767	290,967	222,300	280,205	314,974	173,316	181,941	206,260	189,400
H23物価換算	111,135	111,274	104,455	99,050	253,706	242,634	276,566	328,653	301,473	267,679	197,425	197,425	243,023	273,652	145,034	144,283	158,784	139,882
デフレーター	1.01	0.982	0.986	1	0.997	1.02	1.056	1.059	1.064	1.087	1.126	1.126	1.153	1.151	1.195	1.261	1.299	1.354

表－4

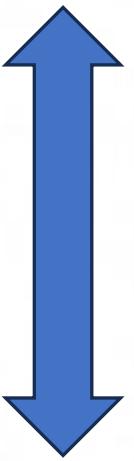
○入札参加可能範囲

設計金額 変更（案）						
1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 7,000万円未満	7,000万円以上 1.2億円未満	1.2億円以上

発注種別	ランク	設計金額								
		500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 3,000万円未満	3,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 7,000万円未満	1億円以上		
一般土木	A	※ 1		管内		隣接3管内		県内		
	B	管内				隣接3管内				
	C	管内								
	D	管内								
舗装	A	隣接3管内			県内					
	B	隣接3管内								
	C	隣接3管内								
建築	A	管内	隣接3管内				県内			
	B	管内	隣接3管内							
	C	管内	隣接3管内							
	D	管内								

表一 5

総合評価方式の類型適用金額の見直し(案)

入札方式	重視する項目	現行制度	建設業協会の提案
標準型	技術力 	5億円以上	5億円以上
簡易型		1億円以上～5億円未満	1. 2億円以上～5億円未満
特別簡易型		3千万円以上～1億円未満	5千万円以上～1. 2億円未満
(復興型)※		(5千万円以上～5億円未満)	(5千万円以上～5億円未満)
(復旧型)※		(5億円未満)	(5億円未満)
地域密着型	地域貢献	3千万円未満	5千万円未満

※復興型・復旧型は再生復興事業や災害復旧に係る工事等に適用するものであり現在は適用案件が少ない。

3 総合評価方式の地域貢献度評価配点項目の必須項目及び選択項目などの見直し

- ・総合評価方式については、県施設の維持管理や災害対応に関する評価をより高める一方で、新分野進出など現在の建設業の状況にそぐわない加点項目をスクラップすることで、「地域の守り手」が仕事を確保できる入札制度とするようお願いしてきました。
- ・福島県では、この考え方を理解いただき、県施設の維持管理や災害対応に関する評価点を若干上乗せくださいましたが、現状の加点数が多いためこれ以上の見直しは困難との説明をいただいております。
- ・しかし、現在の配点方式は、地域貢献度評価において、最も重要視されるべき災害や維持管理対応の項目と、これとまったく異質な労働者確保の項目が選択性になっていたり、地域によって加点の難易度に差がある項目が必須項目になっているなど、公平性や整合性に欠ける配点方式になっています。
- ・このため協会では、地域貢献度に係る必須項目と選択項目を見直したうえで、協会がこれまで要望してきた配点の変更を盛り込んだ配点案を表一6のとおり作成しました。
- ・この案は、加点点数の上限値は現状のままで、地域貢献度として重要視すべき項目の加点が上積みされるとともに、市街地と郊外に立地する企業が公平に加点評価を受けられるようになっていますので、ぜひこの案を参考に配点方法の抜本的な見直しを行ってくださいようお願いします。

表—6

※お手元の資料2（A3）と同じ内容です。そちらをご覧ください。

価格以外の評価項目と配点(現制度)

価格以外の評価項目と配点（協会提案）

現在の「地域貢献度評価」の必須項目

評 価 項 目	配 点			
	標準型	簡易型	特別簡易型	地域密着型
企業の地域社会に対する貢献度	22.0 (23.0)	22.0 (23.0)	10.5 (11.0)	12.25 (12.75)
障がい者雇用	0.5	0.5	–	–
安全管理	0.5	0.5	–	–
環境配慮	0.5	0.5	–	–
県内業者活用	1.5	1.5	–	–
働く女性応援	0.5	0.5	–	–
仕事と生活の調和	0.5	0.5	–	–
新分野進出	0.5	0.5	–	–
健康経営優良事業所	0.5	0.5	–	–
若手・女性技術者の配置	配置予定技術者	0.5	0.5	0.5
	現場代理人	0.25	0.25	0.25
同一市町村内工事実績				
一般土木工事又は舗装工事	過去3年以内に3件以上	2.5	2.5	1.0
	過去3年以内に2件	1.5	1.5	0.5
その他の発注種別	過去10年以内に1件	2.5	2.5	1.0
入札参加者の所在地				
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村	本店	5.0	本店	5.0
	準本店	4.0	準本店	4.0
	支店等	3.0	支店等	3.0
評価対象区域内で工事箇所と同一土木管内	本店	3.0	本店	3.0
	準本店	2.0	準本店	2.0
	支店等	1.5	支店等	1.5
上記以外の評価対象区域内	本店	2.0	本店	2.0
	準本店	1.0	準本店	1.0
	支店等	0.5	支店等	0.5
ボランティア活動(過去3年間以上継続した実績)	2.0	2.0	0.5	1.25
消防団加入(1名以上)				
上位点	1.0	1.0	0.5	0.5
下位点	0.5	0.5	0.25	0.25

新分野進出は人手不足の建設業界の現状に合わない

女性技術者の配置は中山間地に立地する企業は不利

ボランティア活動は実際の活動が清掃活動に单一化しており形骸化している

都市部は中山間地区に比べ消防団の加入人数が少ない傾向

現在の「地域貢献度評価」の選択項目

評価項目	配点			
	標準型	簡易型	特別簡易型	地域密着型
②災害時出動実績又は災害応援協定締結				
災害時出動実績かつ災害応援協定締結	3.5 3.0	3.5 3.0	1.75 1.50	1.75 1.50
災害時出動実績	3.0 2.5	3.0 2.5	1.50 1.25	1.50 1.25
災害応援協定締結	2.0 1.5	2.0 1.5	1.00 0.75	1.00 0.75
若しくは 家畜伝染病に係る出動実績 又は防疫協定締結				
防疫業務出動実績かつ防疫協定締結	3.5	3.5	1.75	1.75
防疫業務出動実績	3.0	3.0	1.50	1.50
防疫協定締結	2.0	2.0	1.00	1.00
※選択項目				
②新卒・離職者の雇用実績				
2名以上の実績	2.5	2.5	1.25	1.25
1名以上の実績	1.5	1.5	0.75	0.75
③雇用の維持・確保				
1名以上増加	2.5	2.5	1.25	1.25
同数	1.5	1.5	0.75	0.75
④除雪・維持補修業務の実績 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象				
直前5年度間連続した除雪と維持補修業務の両方の実績又は5年度以内に福島県道路除雪表彰事業の感謝状	3.5 3.0	3.5 3.0	1.75 1.50	1.75 1.50
5年度連続して除雪又は維持補修業務の実績	2.5 2.0	2.5 2.0	1.25 1.00	1.25 1.00
過去3年以内に除雪又は維持補修の実績	2.0 1.5	2.0 1.5	1.00 0.75	1.00 0.75

災害対応や維持管理の項目と、全く異なる雇用に関する項目を選択制にするのはおかしいのではないか？

災害対応に関する項目

雇用に関する項目

維持管理に関する項目

「地域貢献度評価」の必須項目（協会案）

評価項目	配点				備考
	標準型	簡易型	特別簡易型	地域密着型	
企業の地域社会に対する貢献度	22.0(27.0)	22.0(27.0)	12.25(14.25)	13.25(15.25)	
同一市町村内工事実績					
一般土木工事又は舗装工事	過去3年以内に3件以上 過去3年以内に2件	2.5 1.5	2.5 1.5	1.0 0.5	1.0 0.5
その他の発注種別	過去10年以内に1件	2.5	2.5	1.0	1.0
入札参加者の所在地					
評価対象区域内で工事箇所と同一市町村	本店 5.0 準本店 4.0 支店等 3.0	本店 5.0 準本店 4.0 支店等 3.0	本店 6.0 準本店 5.0 支店等 3.0	本店 7.0 準本店 6.0 支店等 3.0	特別簡易型及び地域密着型は本店準本店に1点加点
評価対象区域内で工事箇所と同一土木管内	本店 3.0 準本店 2.0 支店等 1.5	本店 3.0 準本店 2.0 支店等 1.5	本店 4.0 準本店 3.0	本店 4.0 準本店 3.5	
上記以外の評価対象区域内	本店 2.0 準本店 1.0 支店等 0.5				
災害時出動実績又は災害応援協定締結					
災害時出動実績かつ災害応援協定締結	5.0 3.0	5.0 3.0	2.50 1.50	2.50 1.50	県施設の災害対応・協定締結に1~2点上乗せ加点
災害時出動実績	4.0 2.5	4.0 2.5	2.25 1.25	2.25 1.25	
災害応援協定締結	3.0 1.5	3.0 1.5	1.75 0.75	1.75 0.75	
家畜伝染病に係る出動実績 又は防疫協定締結					
防疫業務出動実績かつ防疫協定締結					
防疫業務出動実績					
防疫協定締結	1.0	1.0	0.5	0.5	協定締結のみ通常の災害対応とは別途に加点する
広域支援協定締結	1.0	1.0	0.5	0.5	追加
除雪・維持補修業務の実績 ※一般土木工事と舗装工事のみ対象					
直前5年度間連続した除雪と維持補修業務の両方の実績又は5年度以内に福島県道路除雪表彰事業の感謝状	3.0 2.0	3.0 2.0	2.0 1.0	2.0 1.0	県施設の災害対応・協定締結に1~2点上乗せ加点
5年度連続して除雪又は維持補修業務の実績	2.5 1.5	2.5 1.5	1.75 0.75	1.75 0.75	
過去3年以内に除雪又は維持補修の実績	2.0 1.0	2.0 1.0	1.5 0.5	1.5 0.5	
県内業者活用	1.5	1.5	—	—	
安全管理	0.5	0.5	—	—	
ボランティア活動※過去3年以上継続した実績 (清掃活動や見学会受入れなど3項目以上該当は上段、2項目以下は下段)	1.5 1.0	1.5 1.0	0.75 0.5	0.75 0.5	ボランティア活動の項目を細分化

災害対応や維持管理、地元企業活用、安全管理など、重要かつ地域性に関わらず加点可能な項目を選択した。

入札参加者所在地評価のかさ上げ（特別簡易・地域密着型のみ）

県施設の災害対応に関する評価をかさ上げした

県施設の維持管理等に関する評価をかさ上げした

ボランティア活動に関する項目を増やし、多様な社会貢献活動を行っている企業を評価

「地域貢献度評価」の選択項目（協会案）

消防団加入や女性技術者配置など地域によって難易度の差がある項目を選択項目にまとめ、地域性による加点の難易度の差ができるだけなくした。

評価項目	配点				備考
	標準型	簡易型	特別簡易型	地域密着型	
①消防団加入(1名以上)					
上位点	1.0	1.0	0.5	0.5	土木事務所管内で加入
下位点	0.5	0.5	0.25	0.25	建設事務所管内で加入
②新卒・離職者の雇用実績					
2名以上の雇用	1.0	1.0	0.50	0.50	
1名以上の実績	0.5	0.5	0.25	0.25	
③雇用の維持・確保					
1名以上増加	1.0	1.0	0.50	0.50	
同数	0.5	0.5	0.25	0.25	
④障がい者雇用	0.5	0.5	–	–	
⑤働く女性応援	0.5	0.5	–	–	
⑥仕事と生活の調和	0.5	0.5	–	–	
⑦健康経営優良事業所	0.5	0.5	–	–	
⑧若手・女性技術者の配置	配置予定技術者	0.5	0.5	0.5	※異業種転職者も可
	現場代理人	0.25	0.25	0.25	※ISO14001認証取得
⑨環境配慮(ISO14001)		0.5	0.5	–	※廃止
新分野進出	0.5	0.5	–	–	

雇用に関する評価点数を他項目とのバランスを取って下げた

選択項目は①～⑨の9項目のうち、5項目・4点を限度として選択できる。（特別簡易・地域密着は2項目、1点を限度とする）

標準型・簡易型は9項目中5項目、特別簡易型・地域密着型は2項目を選択可能とした

新分野進出企業に関する加点を廃止した

4 地域の守り手型育成方式の見直しと対象工事範囲の拡大

(令和5年度の選考基準見直し)

県施設の維持管理や災害対応等を担っている企業を重視する視点から、選考基準を見直し、「実績・経験」「地域貢献」を新たに加える。

[選考基準]

- ①地理的要件 ②技術的適性 ③実績・経験 ④地域貢献
- ⑤手持ち工事量 ⑥資本関係・人的関係 ⑦受注回数・指名回数

※選考基準の運用については非公表とする。

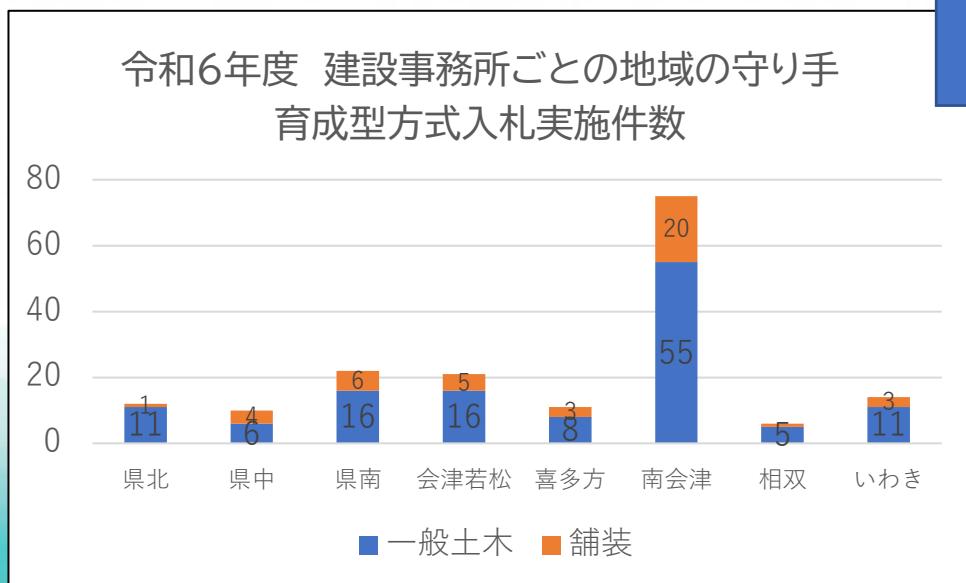
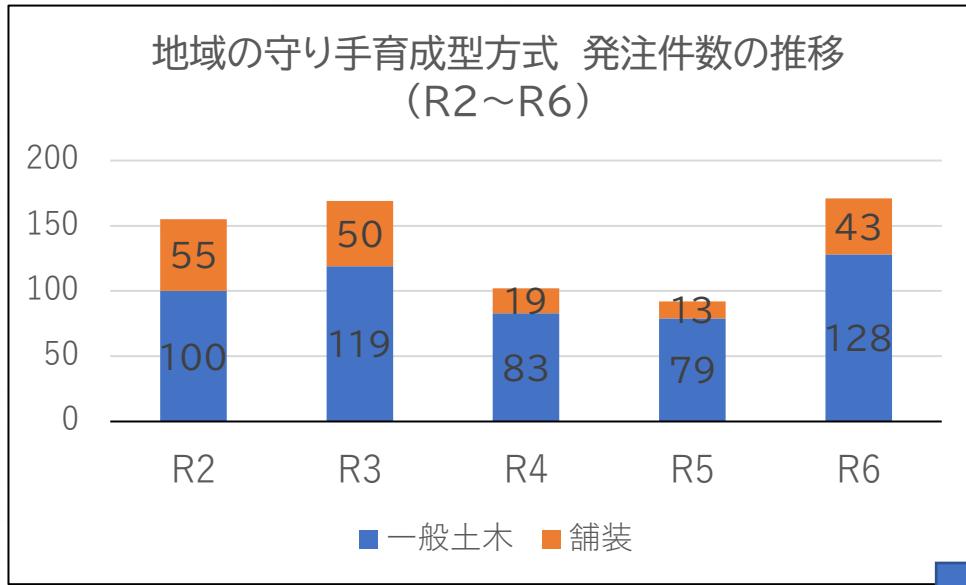


<建設業協会の評価>

- ・実績・経験、地域貢献の基準が、県施設の実績と市町村等施設の実績を具体的にどのように差別化しているのかわからない。
- ・昨年度も指摘しましたが、条件付き一般競争入札で適用されている格付けに応じた入札参加金額の上限が定められておらず、②の技術的適性ではどのような評価をしているのか不明。

→ 現状の指名選考基準は、県施設の管理等を担う企業を重視したものとは判断できない

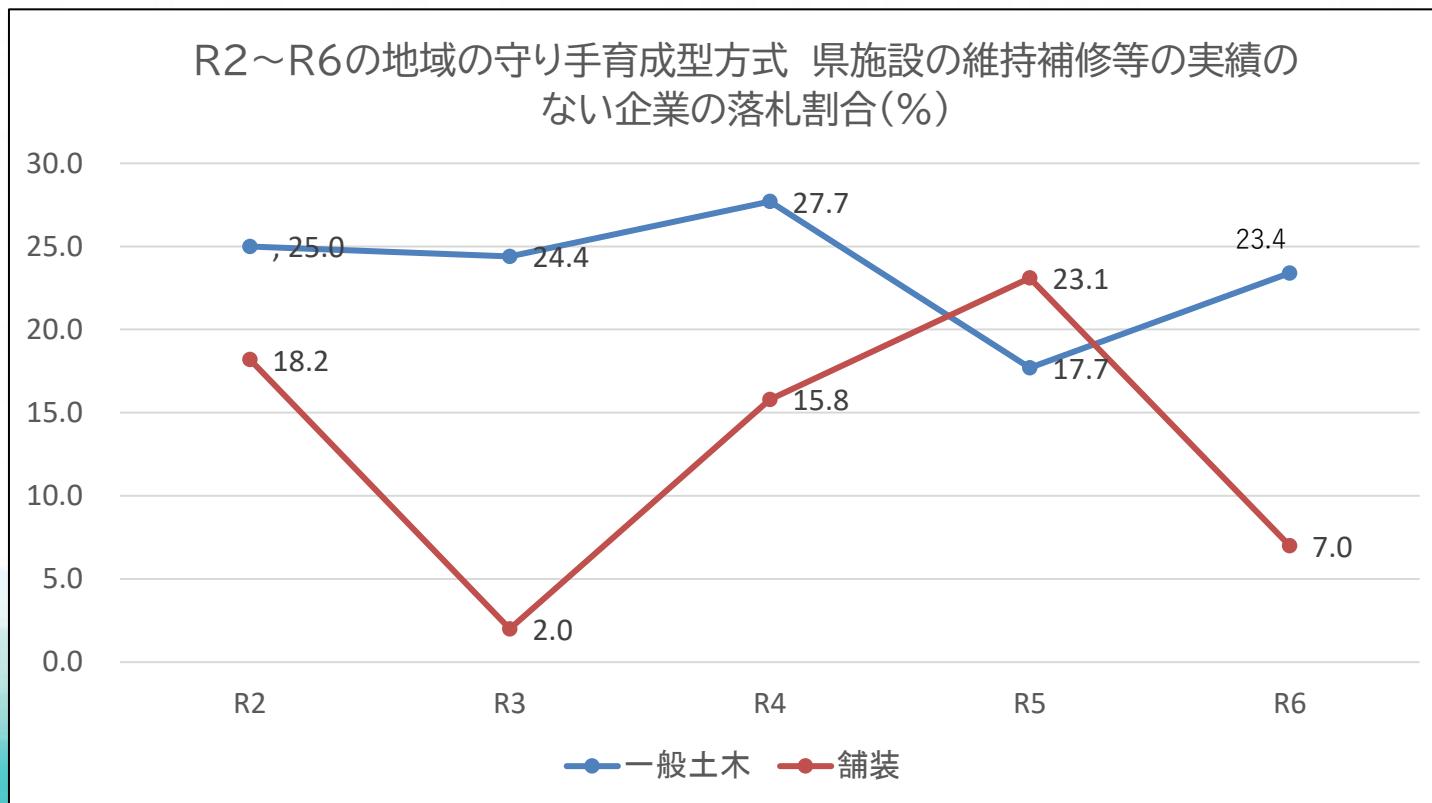
● 地域の守り手育成型方式の試行状況（1）



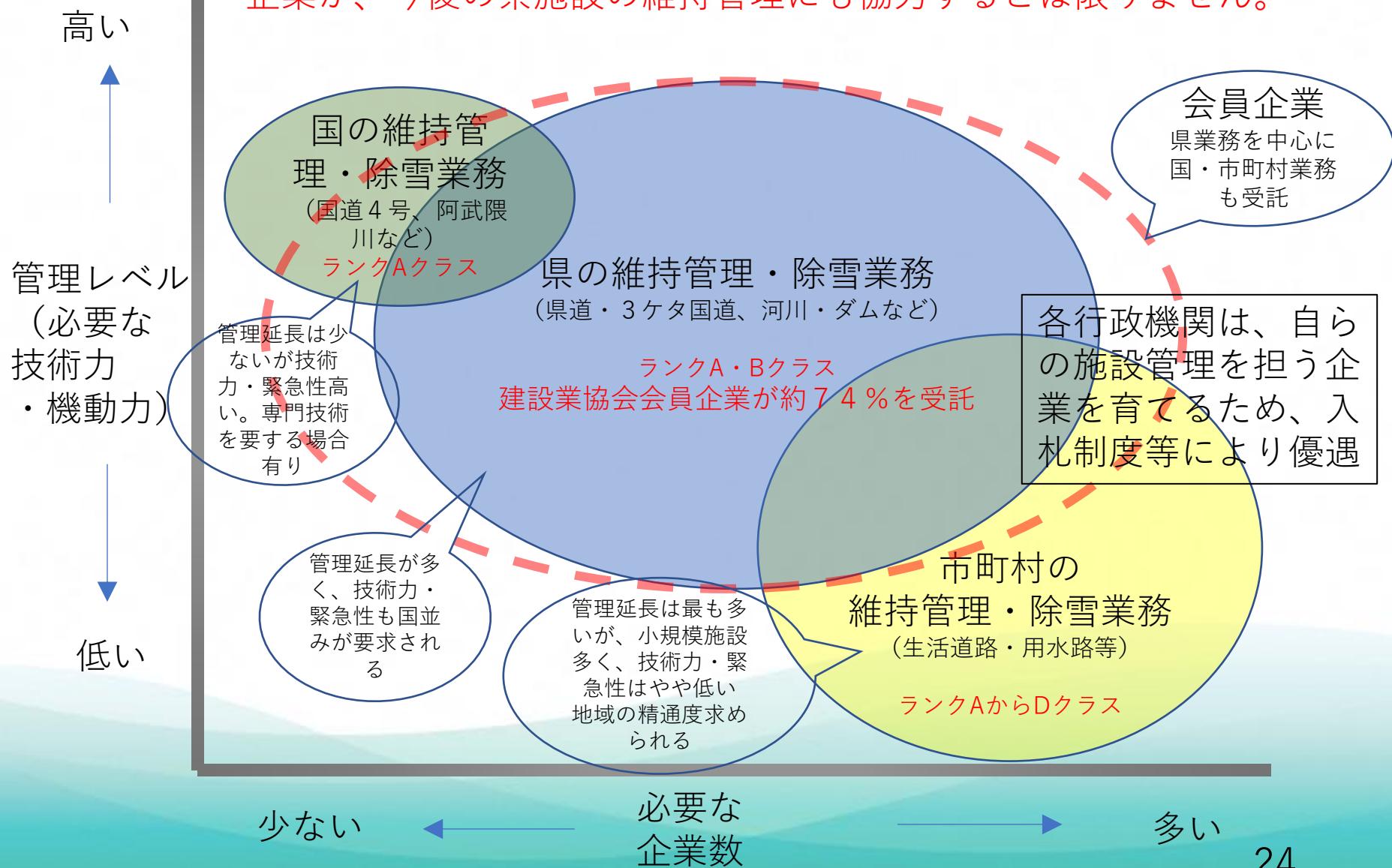
- 「地域の守り手育成型方式」による入札件数は令和4・5年は令和3年度の約半分の数に減少。令和6年度はもとに戻ったものの、昨年に引き続きほとんどが企業数の少ない南会津建設の実施であり、地域間格差は全く解消しておらず、試行の本気度を疑わざるを得ない状況です。
- 実施数が少ない地域では、地域の守り手育成型方式による入札では発注しにくい問題があつたのではないか？（工事監督上問題のある企業の落札可能性が高いなど）
- このような試行状況では制度の定着は望めません。全県で一定数以上の試行を行い、各管内で発生する問題を分析し、制度の改善を図ることを求めます。

● 地域の守り手育成型方式の試行状況（2）

- ・試行開始以来、県施設の維持補修実績等のない企業の落札割合の変化は以下のグラフのとおりです。
- ・依然として **20%前後の工事において実績のない企業が落札**しており、試行開始から依然として格付けが低い企業や、工事現場とかなり離れた場所に会社がある企業の落札が散見され、最低指名業者数の多さにより、**本来地域の守りとして育成されるべき企業に仕事が行き渡っていない**状況です。



※、毎年申し上げておりますが、維持管理の担い手は必要な管理レベルに応じ企業規模等に応じ分業されており、県工事に新たに参入した企業が、今後の県施設の維持管理にも協力するとは限りません。



● 地域の守り手育成型方式に関する建設業協会からの提案・要望
以上の現状を踏まえ、建設業協会では以下の通り提案・要望いたします。

- ① 現在の試行要領においては、国・県・市町村いずれかの災害対応や維持補修業務等の実績があることが資格要件となっているが、**業務の負担が大きく高い技術力を要する県管理施設に係る除雪作業、災害対応、維持補修業務に資格要件を限定していただきたい。**
また、資格要件を限定しないとしても、**県管理施設に係る災害対応や維持補修業務等を担っている企業、特に工事発注箇所と同一市町村において業務を担っている企業が優先的に受注できる制度としていただきたい。**
- ② 試行要領においては、設計金額にかかわらず全ての格付け等級の企業が選定可能となっているが、**品質確保の観点から条件付一般競争入札と同様に金額に応じ参加可能な格付け等級を定めるなど、明確な参加資格の設定をお願いしたい。**
- ③ 企業の少ない地域ほど、この制度を活用した「地域の守り手」育成が求められていることを踏まえ、**内申企業数の下限を地域の実態に応じて5社程度までに引き下げ、県内全域での制度活用を可能としていただきたい。**その他の地域にあっても地域性や技術的適性を配慮した適切な企業選定が可能となるよう、**内申企業数や指名企業数を柔軟に設定できるようにしていただきたい。**

- ④ 本格運用に向け、地域の実情に合ったより良い制度に改正していくため、管内毎の試行回数の差をなくし、県内各地の事情により異なる効果や課題をしっかりと検証していただきたい。
- ⑤ 地域の守り手育成型方式の適用範囲を土木・農林水産部以外の他部局に拡大するとともに、適用できる予定価格を現在の3千万円未満から5千万円未満に引き上げていただきたい。

5 企業の技術力や経験を重視する入札方式の構築

近年、埼玉県八潮市の道路陥没事故など、インフラの老朽化に伴う事故の発生が続き、社会的な不安材料になっています。

このような不安を払しょくするためには、将来にわたり丈夫で品質が良い工事完成物を提供可能な、「技術力が高く経験豊かな企業」が高い評価を受けられる入札制度の構築が求められています。

また、建築物については、新築工事を受注した企業が建物の特性を熟知していることから、建物の改修や維持補修工事の入札にあたっては配慮が必要です。

以上のことから、以下の通り要望いたします。

- ① 企業の施工した工事完成物が将来にわたり良好な品質を維持できているか、データベース等を活用し的確に把握することなどにより、企業の工事経験や技術力が正しく評価され総合評価工事の加点評価などに反映される入札制度の構築に努めていただきたい。
- ② 新築工事に関わった企業は建築物の特性や周辺事情を熟知しており円滑な工事施工が期待できるため、改修や維持補修工事においては当該建築物の新築工事を受注した企業を、総合評価制度における工事実績の項目で上乗せ評価していただきたい。